

被備者との間が、主従關係と名づける封建道徳によつて支配せられてきた時代には、被備者は主人に對して奴隸的地位におかれてゐた代りに、主人は被備者の生涯を保障し、或る程度まではその幸福を保護する道徳上の責任を負ふてゐた。

然るに今日は事情が一變した。備主と被備者との關係が自由契約に基づく今日は、備主と被備者たる勞働者とは、少くとも外觀の上だけでは、對等の立場に立つ對等の人間である。それと同時に備主には最早や昔日のように、被備者の生涯を保障し、その幸福を保護する何等の責任も何等の道徳もない。備主は唯だ自己の利害の打算に基づいて、都合次第で、何時でも勝手に吾々勞働者を解雇して飢餓の巷に投げ出す自由と権利があるばかりでなく、現在雇備してゐる勞働者の健康を使ひ盡したなら、何時でも代りの勞働者を取り替へる自由と権利がある。勞働市場には、常に多數の失業者——産業の豫備軍——があつて、彼等の徵募を待つてゐるからである。

従つて今日は、主従關係の昔のように、備主は被備者の生涯を保障し、被備者の生活を改善し、その健康を保護する何等の道徳上の責任がないばかりでなく、かくすることに何等の利益をも有しない。故に雇備關係が、對等の立場に立つ備主と被備者との自由契約に基づく今日では、被備者たる勞働者の利害を擁護するものは、唯だ勞働者自身あるのみである。勞働者は自分自身の實力による外には、勞働條件を改善し、生活の向上を計り、自己の幸福を増進することは出来ない。

主従關係の時代には、主人は被備者の生活と幸福とに對して責任を負ふた。それ故に主人に對する柔順と服従とは、被備者の道徳と認められてゐた。然るに今日の自由契約の下では、備主は唯だ備主自身の利害にのみ基づいて行動する一切の自由と権利を持つてゐる。その如く被備者たる勞働者は、備主の利害に對して勞働者自身の利益を主張し、勞働者自身の利益を擁護し、勞働條件を改善し、生活の向上と幸福の増進を計るために、備主と對等の行動を取るの自由と権利を持たなければならぬ。服従は主従關係の下に於ける被備者の道徳であつて、社會的正義と公正とに基づいて勞働階級の利害を主張することは、自由契約の下に於ける勞働者の當然の權利であると同時に、新しい道徳である。

然るに今日の自由契約は唯だ外觀上の自由契約であつて、被備者たる勞働者の側には、何等の自由がない。備主は勞働者を自由に雇備し、自由に解雇する。けれども勞働者は、備主に有利な不當な勞働條件に服従するか、さもなくば餓死しなければならぬ。勞働者に與へられた自由とは、唯だ餓死する自由である。

備主と勞働者との立場は、對等の如くにして決して對等でない。備主は一つの事業、一つの會社を代表する。故に彼等の背後には有力な力がある。然るに勞働者には、その背後に何等の力もない。一事業一會社は一つの團結である。資本家は團結の力によつて無力な個々の勞働者に臨み、勞働者は一人々々で有力な資本の團結力に當らねばならぬ。自由契約が名は自由であつて、しかも其の實は、備主側が思ひのまゝの勞働條件を命令し、勞働者は唯だ之に服従するの外ないのは之が爲めである。

被備者たる勞働者が一致團結して勞働組合を組織し、一人々々の個人としてではなくて、一個の組合として、一個の團結した方として備主側に臨む時、備主と被備者とは、初めて對等の立場に立つことが出来る。勞働者は組合の力により、備主と對等の立場に立つて初めて正當な勞働條件を獲得し、正當な賃銀と、正當な勞働時間と、正當な勞働條件との下に、生活の保障と安定を得、生活の向上を計り、人間らしい生活を求める正當な要求を主張することが出来る。

我國には未だ先進諸國のやうに、勞働組合を公認する法律は制定せられて居らぬが、それと同時に昔日の諸外國のやうに、勞働組合の組織を禁止する法律は存しない。況んや最近、政府は國際労働會議に送るべき代表者の選出に當つては、勞働組合に選舉權を與へたので、事實上、政府は勞働組合を積極的に公認したものである。今日尚ほ封建時代の主従關係を夢みてゐる頑迷な日本の備主は、勞働組合の組織を喜ばず、有ゆる陋劣な手段を弄して組合の組織を妨害してゐることは事實である。彼等は自由契約主義の利益のみは之を利用しつゝ、尙ほ昔の通りに、召使ひに對する主人の權威と專横とを以つて、吾々勞働者に臨まんとするものである。けれども勞働組合は、既に國家が事實上公認したところの組織であつて、備主には勞働組合の組織を妨害し、その被備者が組合に加入することを妨害する何等の權利も持たないものである。勞働者が組合を組織して、備主に對して正當の利益を擁護することは、勞働者の道徳的の權利であるばかりでなく、國家が積極的に公認したところの權利である。

今日の社會は備主たる資本家の階級と、被備者たる勞働者の階級とに分かれてゐる。資本家には資本家の利害があり、資本家階級全體としての共通の利害がある。その如く勞働者には、一人々々の勞働者の利害があるばかりでなく、勞働階級全體に共通した利害がある。資本家階級は其の利益を擁護するために、紡績業者には全國紡績聯合會があり、船舶業者には日本船主協會があるばかりでなく、工業俱樂部、經濟聯盟、實業聯合會の如き、有ゆる事業の資本家を打つて一丸とした有力な團體があつて、資本家階級全體の利益の増進を計つてゐる。その如く被備者たる吾々勞働者は、勞働組合によつて各自の利益を増進すると同時に、一事業一會社に於ける勞働者全體の利益を擁護し、同一職業同一産業の勞働者全體の利益を擁護し、更に進んで、組合の全國的團結によつて、勞働階級全體の利益を擁護しなければならぬ。

勞働階級全體としての生活が向上しなければ、各自の生活を向上せしめることは出来ぬ。勞働階級全體が資本の搾取から解放せられぬ限りは、一部の勞働者のみが資本の搾取から解放せられることは出来ぬ。組合運動は勞働階級全體の闘ひであつて、同時にすべての勞働者の闘ひであり、すべての勞働者はこの闘ひに参加する義務と責任がある。この解放の闘ひに参加せぬ勞働者は、自分自身の利益と幸福に裏切つてゐるものであると同時に、勞働階級全體の利益と幸福に裏切つてゐるものである。故に吾が神戸海上労働組合は、港内船員及び労働者の労働条件を改善し、その利益を擁護し、その生活の向上を計ることを當面の目的とすると同時に、狹隘な職業心理と職業利己主義に捉はれないで、労働階級全體の共同の闘ひに参加しなければならぬ。

我國に於ける一般海員の労働条件は、諸外國のそれに比して遙かに劣つてゐる。就中港内船員及び勞